

企業局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第2号

企業局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(企業局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 企業局企業職員の給与に関する規程(昭和41年鳥取県企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第1(第3条、第4条関係) 級別職務分類表 ア 一般職員				別表第1(第3条、第4条関係) 級別職務分類表 ア 一般職員			
職務の級		職務		職務の級		職務	
略				略			
3級		係長又は副主幹の職務		3級		副主幹の職務	
略				略			
イ 略				イ 略			
別表第2(第14条、第14条の2関係)				別表第2(第14条、第14条の2関係)			
組織	職	職務の級	管理職手当月額	組織	職	職務の級	管理職手当月額
本局	局長	9級	<u>123,700円</u>	本局	局長	9級	<u>121,300円</u>
		8級	<u>89,200円</u>			8級	<u>87,500円</u>
	次長	8級	<u>89,200円</u>	次長	8級	<u>87,500円</u>	
	課長	7級	<u>67,200円</u>	課長	7級	<u>65,900円</u>	
		6級	<u>63,100円</u>		6級	<u>61,900円</u>	
事務所	所長	7級	<u>67,200円</u>	事務所	所長	7級	<u>65,900円</u>
		6級	<u>63,100円</u>			6級	<u>61,900円</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(鳥取県企業局組織規程の一部改正)

第2条 鳥取県企業局組織規程(平成5年鳥取県企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(課及び担当の設置)		(課及び担当の設置)	
第4条 本局に <u>経営企画課及び工務課</u> を置く。		第4条 本局に <u>次の表の左欄に掲げる課を置き、課にそれぞれ同表の右欄に掲げる担当</u> を置く。	
		経営企画課	企画総務担当、営業誘致担当
		工務課	電気担当、施設担当

<p>第6条 削除</p> <p>(事務分担)</p> <p>第8条 課に属する職員の分担事務は、課の長が定める。</p> <p>2 略</p>	<p>(担当の分掌事務)</p> <p>第6条 <u>担当の分掌事務は、課の長が定める。</u></p> <p>2 <u>課の長は、担当の分掌事務を定め、又は変更したときは、局の長に報告しなければならない。</u></p> <p>(事務分担)</p> <p>第8条 <u>担当</u>に属する職員の分担事務は、課の長が定める。</p> <p>2 略</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(鳥取県企業局事務決裁規程の一部改正)

第3条 鳥取県企業局事務決裁規程（平成5年鳥取県企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																												
<p>(代決)</p> <p>第8条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ同表の右欄に掲げる第2順位者が行うことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 33%;">正当決裁権者</th> <th style="width: 33%;">第1順位者</th> <th style="width: 33%;">第2順位者</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課長</td> <td style="text-align: center;">課長があらかじめ定める課長補佐</td> <td style="text-align: center;">課長があらかじめ定める職員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>(類推による専決)</p> <p>第10条 別表第2から別表第4までに掲げられていない事項については、当該事項の内容により専決することが必要であり、かつ、適当であると認められる場合には、これらの表に掲げられている事項から類推して、又は鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の例により、専決することができる。</p> <p>別表第3（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">課</td> <td style="width: 95%;">1～3 略</td> </tr> </table>	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者	略			課長	課長があらかじめ定める課長補佐	課長があらかじめ定める職員	略			課	1～3 略	<p>(代決)</p> <p>第8条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ同表の右欄に掲げる第2順位者が行うことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 33%;">正当決裁権者</th> <th style="width: 33%;">第1順位者</th> <th style="width: 33%;">第2順位者</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課長</td> <td style="text-align: center;">課長補佐</td> <td style="text-align: center;">主務主幹</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>(類推による専決)</p> <p>第10条 別表第2から別表第4までに掲げられていない事項については、当該事項の内容により専決することが必要であり、かつ、適当であると認められる場合には、これらの表に掲げられている事項から類推して専決することができる。</p> <p>別表第3（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">課</td> <td style="width: 95%;">1～3 略</td> </tr> </table>	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者	略			課長	課長補佐	主務主幹	略			課	1～3 略
正当決裁権者	第1順位者	第2順位者																											
略																													
課長	課長があらかじめ定める課長補佐	課長があらかじめ定める職員																											
略																													
課	1～3 略																												
正当決裁権者	第1順位者	第2順位者																											
略																													
課長	課長補佐	主務主幹																											
略																													
課	1～3 略																												

長 の 共 通 専 決 事 項 略	長 の 共 通 専 決 事 項 4 課内職員の事務分担の決定 略
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

(鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部改正)

第4条 鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程（平成19年鳥取県企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置に関する規程</u></p> <p>鳥取県企業局に勤務する職員（臨時及び非常勤の職員を除く。）の職は、局長、次長、課長、所長、参事、課長補佐、主幹、<u>係長</u>、副主幹、主事、土木技師、電気技師、現業職長及び管理技術員とする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程</u></p> <p>鳥取県企業局に勤務する職員（臨時及び非常勤の職員を除く。）の職は、局長、次長、課長、所長、参事、課長補佐、主幹、副主幹、主事、土木技師、電気技師、現業職長及び管理技術員とする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。